

事務連絡
令和5年5月1日

公益社団法人 日本透析医会
一般社団法人 日本透析医学会 御中
一般社団法人 日本腎臓学会

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
透析患者の適切な医療提供体制の確保について

平素より、透析患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の医療提供体制の確保に御尽力頂き、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、4月27日に厚生科学審議会感染症部会の意見を聞いた上で、予定どおり、令和5年5月7日をもって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症には該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが、厚生労働大臣から公表されました。

これを受け、各都道府県に対して、別紙のとおり対応を御願いしたところで、貴会におかれましては、各都道府県と連携の上、新型コロナウイルス感染症に罹患した透析患者の医療提供体制の確保について、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【照会先】

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
電話：03-3595-2192
FAX：03-3595-2193
担当：原・山田・知野見